

東京都のフロン対策と法改正の方向性（提案）

令和8年3月27日

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

化学物質政策小委員会 フロン類対策ワーキンググループ

中央環境審議会 地球環境部会 フルオロカーボン対策小委員会

合同会議（第1回）

東京都環境局環境改善部

管理者への立入検査

- 国から通知された都道府県別の特定漏えい者の漏えい情報（法第20条）やアンケート調査等を基に対象事業者を選定。事前予告を行い、立入検査を実施（法第92条）
- 立入対象事業所には、機器情報に冷媒漏えい量等を加えた機器管理リストの事前提出**を求め、立入検査時に活用
- 管理者の判断基準の遵守状況（平成26年経済産業省・環境省告示）等を検査
- 不適切な場合は指導を行い、改善報告の提出を指示

【機器管理リストの概略】

用途	機器種別	冷媒種類	圧縮機出力(kW)	冷媒保有量合計kg	冷媒漏えい量kg(実漏えい量)			年間冷媒漏えい率		
					4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
精肉	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	30	180			300			167%
鮮魚	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	30	180						
青果	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	30	180	100	70	120	56%	39%	67%
総菜	コンデンシングユニット(ショーケース)	R22	25	120						
各冷蔵庫	コンデンシングユニット	R22	25	120		50			42%	
冷凍食材	コンデンシングユニット(ショーケース)	R404A	10	60						
各冷凍庫	コンデンシングユニット	R404A	10	60						
空調	ビル用パッケージエアコン	R410A	6	8	6			72%		
空調	店舗用パッケージエアコン	R32	5	5						
空調	店舗用パッケージエアコン	R32	5	5						

100%を大きく超えている
(複数回充填の可能性が高い)

同じ機器で毎年漏えいしている

機器管理リスト作成・活用の効果

▶ 事業所の管理状況の代表例



点検や修理の資料は保存されているものの、作業の時系列にファイリングされており、**機器ごとには確認できない。**

▶ 機器管理リスト作成の利点

- (各機器の仕様、設置時期と、漏えいの状況が一目で分かるリスト)
- 保有機器**全体の傾向把握**と、**機器別の状況の比較**がしやすくなり、点検、修理、更新をする**機器の優先順位を的確に判断**できる。
 - 点検等の資料を、**機器管理リストと紐づけて管理**することにより、過去の情報が確認しやすくなる。

フロン漏えい防止対策を効果的・効率的に行うためには、機器管理リスト作成の義務化が有効

解体現場等への立入検査

▶ 解体現場立入検査

- 令和2年度改正フロン排出抑制法施行後、解体工事現場への立入検査を継続
令和6年度実績483件
- **建設リサイクル法届出情報を基に、第一種特定製品があると推測される解体工事現場を選定**し、抜き打ちで立入検査を実施
- 事前確認説明書等の書面による現状確認のほか、法規制内容の周知を実施

▶ 金属スクラップヤード立入検査

- フロン回収等について、都民等から**不適切処理を疑う情報が寄せられた場合**は、**現場確認の上、立入検査を実施**

▶ 不適切な事業者への対応

- 法の規定に基づき、是正が必要な業者には**都から勧告**を実施
- 悪質な場合は、**警視庁と連携して対応**

修繕・模様替工事について

▶ 都内の修繕・模様替工事

- ・ **建築物の修繕・模様替**は、**令和7年度第1～3四半期で1500件以上※**

※建設リサイクル法届出データ（令和7年度第1～3四半期・都内）から算出した概算値
届出要件は、工事金額1億円以上

- ・ 修繕・模様替工事において、第一種特定製品を入れ替えるケースがある。

▶ オフィスビル修繕・模様替工事におけるフロン未回収事例

- ・ 事業者が除湿器（数十台）を産廃処理場に搬入
- ・ 産廃業者が除湿器にフロン冷媒が使用されていることに気付く
- ・ 元請は、解体工事時の事前確認・説明義務は熟知
- ・ 行政指導により、元請は修繕工事時においても**解体工事時と同様の手続きを踏む社内体制を整備**

修繕・模様替工事においても第一種特定製品を取り扱うケースがあるため、解体工事と同様に事前調査・事前説明を義務化することが有効

家庭用エアコン

▶ 解体工事における家庭用エアコンの取扱い

- 建設リサイクル届出情報の解体工事のうち、**約 4 割が住宅用途の建築物。家庭用エアコンの設置が推測**されるものの、**実態は把握できない。**
- **住宅用途以外の建築物**においても**家庭用エアコンが設置されているケース（15%程度※）**が見られる。 ※令和 7 年度第 1 四半期立入検査結果（東京都）から算出した概算値

▶ 金属スクラップヤードの通報事例

- 住民より、有価物売買業者がフロン回収せずに冷凍空調機器を破壊しているという通報あり
- 現場確認を行ったところ、**取扱っていたものが家庭用エアコン**であったため、**フロン排出抑制法に基づく指導を行うことができず** ※毎年、同様の通報が数件あり

家庭用エアコンの不適切な取扱いについて、第一種特定製品と同様に、みだり放出の対象にする等の規制指導できる法整備が必要

充填回収業者の技術力認定

▶ 背景

- **廃棄時の回収率は4割程度で推移**
- 2050東京戦略で掲げる削減目標「2035年フロン排出量70%削減（2014年比）」の達成に向け更なる対策が必要

▶ 課題

- **都内フロン充填回収業者（約4,800者）は、技術力・経験ともにばらつきあり**
（フロンを回収した冷凍空調機器は年間 数万～0台。10台以下は約3,000者）
- 充填回収業者によって、回収マニュアルの有無や従業員教育の実施状況等などが大きく異なる。

▶ 取組

- **充填回収業者による1台当たりのフロン回収量・回収率の改善を図るため、その技術力を評価・認定する制度を新たに構築**

充填回収業者の技術力認定

▶ 制度概要

- 東京都が**認定基準を設定し、一定の水準を上回る充填回収業者を認定**
- 認定基準として「法令遵守」「回収作業の見直し」「従業員教育・人材確保」「社会貢献活動」を設定し、**これまでの取組や今後の改善措置等について評価**
- 東京都は、**ホームページ等での認定事業者名等を公表**するなど、**認定事業者の受注機会が増加**するよう後押し

▶ スケジュール

- 令和7年度は、充填回収業者の技術力を認定する制度の試験運用を実施
- **令和8年度は、同制度の本格的運用を開始（申請手数料は無料）**

充填回収業者の登録・更新時の対応

▶ 充填回収業者の登録更新

第一種フロン類充填回収業者の登録・更新申請時に、**冷媒フロン類取扱技術者証などの提出**を求めている。

⇒**十分な知見を有する者が充填回収作業の実施や回収等作業時の立ち会いを行える体制が整備**されていることを確認

- 申請時に**当該証明書類の有効期限が切れている事例が散見されるものの、フロン排出抑制法第29条の登録の拒否の事由には該当しない**（令和7年度：20件程度）
- そのため、申請者に冷媒フロン類取扱技術者等の資格更新が必要な旨を説明したうえで、登録等を認めている。

十分な知見を有する者が所属することを第一種フロン類充填回収業者の登録・登録更新要件にすることが必要

省令49条認定業者の認定

▶ 省令49条認定業者の認定

- 東京都は**要綱に基づき、認定基準を満たす事業者をフロン類引取等業者として認定**（5事業者認定、令和8年3月現在）

【主な認定基準】

- 第一種フロン類充填回収業者として登録されていること
 - 管理監督者の常駐
 - 高圧ガス製造事業届及び高圧ガス販売事業届がされていること
 - フロン類の充填回収等に必要な機器を有すること
 - 再生・破壊証明書の写し又は代わるものを交付できる体制が整えられていること
- 認定の有効期間は5年（更新可能）
 - 認定基準を満たさなくなった場合は、認定取消し

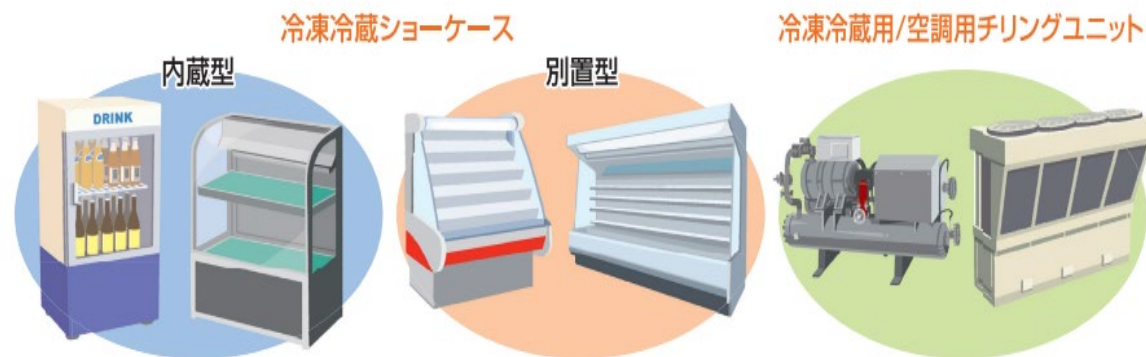
全国的な流通の透明化を図るため、省令49条認定業者を法に位置付けるほか、証明書等の交付を義務化する等の法整備が必要

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

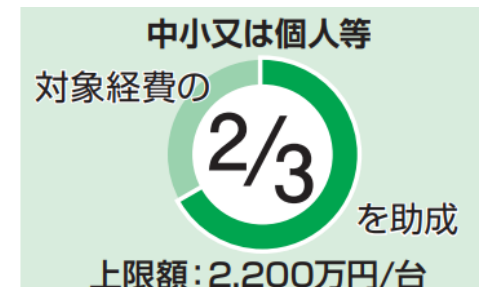
▶ 事業概要など

- 令和元年度から冷媒にフロンを使用しない**省エネ型ノンフロン機器の導入を支援**
- これまでの間、予算規模や支援内容は段階的に拡充
令和8年度は、**補助対象に「倉庫業」「飲食製造業」を追加**
- 令和8年度予算案 16.1億円

対象機器



補助率



申請実績は増加傾向。更に事業者のノンフロン機器導入意識が高まることに期待

フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業

▶ 事業概要など

- 令和7年度からフロン漏えいを早期に検知し、フロンの漏えいを最小限に抑えることができる「遠隔監視技術」の導入を支援
- 令和8年度は、これまでの業務用空調機器のほか、**輸送用冷凍冷蔵庫を補助対象に追加**
- 令和8年度予算案 0.7億円

対象

都内で事業所を所有・使用している事業者



補助率

大企業



上限額:50万円/事業所

中小企業者等



上限額:67万円/事業所

簡易点検のみならず、定期点検でも遠隔監視を活用したいとの事業者の声あり